

七十七銀行マイカーローン付帯傷害保険加入内容確認書

補償内容

被保険者	借入人ご本人
死亡・後遺障害保険金額	※借入金額

※借入日から1年毎に、その時点の借入残高となるよう改定します

七十七銀行マイカーローン付帯傷害保険のあらまし

◆保険の対象となる方（被保険者）の範囲 ローン利用者ご本人 ◆保険金をお支払いする場合 被保険者が日本国内において自動車搭乗中に被った傷害に対し保険金をお支払いいたします。 注）自動車は特定しません。 ◆保険金をお支払いできない場合（主な例） 次のような事由による傷害については保険金はお支払いできません。 ・被保険者または保険金受取人の故意 ・無資格運転・飲酒運転 ・職務としての荷役作業に直接起因する事故 ・闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・地震・噴火・津波 など	◆お支払いする保険金の内容 ・死亡保険金 ケガのため事故の日から180日以内に亡くなられたときは事故にあわれた被保険者の死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いいたします。 ・後遺障害保険金 ケガのため事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときは、その程度に応じて事故にあわれた被保険者の死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いいたします。
--	--

【ご注意】

◎ローン利用者ご本人の死亡保険金、後遺障害保険金についての受取人は、保険金支払時の債務額を限度として七十七銀行となります。

◎事故にあわれた場合の手続き

万一事故にあわれた場合は、損害保険ジャパン仙台火災新種保険金サービス課（TEL 022-298-2280）までご連絡下さい。

◎事故の日から30日以内にご通知がない場合は、保険金の支払いに差しつかえる場合がありますので充分ご注意下さい。

◎本保険のお問い合わせ先 損害保険ジャパン仙台支店法人第一支社（TEL 050-3788-3655）

◎この保険は共同保険契約です。引受保険会社等の詳細につきましては、当行窓口または取扱代理店にご確認ください。

幹事会社 損害保険ジャパン株式会社

非幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社